

事 務 連 絡
令和8年8月14日

熊本県 災害救助担当主管部（局）長 殿
熊本市 災害救助担当主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）

被災者の自宅敷地内への建設型応急住宅の設置について

応急仮設住宅の供与については、過去の災害においては、生業の継続等の事情から自宅を離れることが困難な被災者に対し、自宅敷地内に設置した事例があります。

自宅敷地内への設置は、被災者の事情によっては有効な対応となり得る一方で、敷地の状況や経済合理性等を踏まえ、個別に判断することが必要となります。

このため、設置を検討する場合の判断の目安について、下記のとおり整理しましたので連絡いたします。

なお、下記は目安を示したものであり、これらのとおりでなければ設置できないというものではありませんので念のため申し添えさせていただきます。設置の判断に当たっては、個別の事情を整理の上、あらかじめ内閣府に御相談いただくようお願いいたします。

貴職におかれましては、庁内関係部局に対して周知方よろしくお願いいたします。

記

1 必要性

作物や家畜の管理その他の事情により、自宅敷地内に居住する必要性が認められること。

2 すまい再建への影響

被災住宅の解体、撤去、建替え等の住宅再建の支障とならないこと。

また、住宅再建工程との関係について、あらかじめ整理すること。

3 敷地の状況

建設型応急住宅を設置するために必要な面積や形状が確保されていること。

また、給排水設備等のインフラ接続、搬入経路、居住や生業に必要な動線の確保等の観点から、実際に設置が可能な状況にあること。

4 経済合理性

建設型応急住宅を自宅敷地内に設置することについて、被災者の事情や他の応急仮設住宅にかかる用地事情等を踏まえ、当該建設型応急住宅の確保方策として経済合理性が認め

られること。

5 被災者への説明及び理解

供与を予定する被災者に対し、設置を予定する建設型応急住宅の形式、仕様及び特性（長所・短所等）について説明を行うこととしていること。

また、供与期間終了後の撤去等の工程について検討を行い、説明し、理解を得ることとしていること。

（参考）

○災害救助事務取扱要領（令和8年6月、内閣府政策統括官（防災担当））

https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/pdf/kyuujo_b1.pdf

問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者生活再建担当）付

藤田、光井、増田、阿部、中村、石川、打矢、渡部

TEL 03-3503-9394（直通）